

令和2年(行ウ)第28号、令和3年(行ウ)第48号
契約締結等差止請求住民訴訟事件、共同訴訟参加申出事件
原告 太田正孝 ほか1名
原告共同訴訟参加人 高田尚暢 ほか
被告 横浜市長

準備書面(3)

2025年8月27日

横浜地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告共同訴訟参加人 秋田信弘



1. 都市再生特別措置法の問題

都市再生特別措置法は、2002年に施行されてから20年以上経つが「六法全書」に法律として掲載されていません。

なぜ載ってないのか、この8月25日、発行元の有斐閣ホームページの流れに従い、「六法に収録される法令はどのように決めているのか?」の問いに対し、有斐閣六法担当から本書末掲載の回答(※)あったが、この六法全書に法律として掲載できない問題を孕んでいると推察するほかない。

私たち当該裁判の契機は旧庁舎の格安売却問題でした、が提訴から4年ほど経てみると、都市政策の究極の全面的規制緩和の性格をもつ「都市再生特別措置法」などによって、都市の風貌やあり様が大きく変わりつつあること。日照や景観、人権など戦後大事にしてきたものがことごとく都市再生の名のもとに静かに崩壊しつつある。

本法廷で、不動産鑑定の問題が大きな争点になっている。原告としての私は、法律は一般社会の常識や一般通念が基礎になっていると学んだ記憶があるが、被告らの主張は、それら法律の基礎となっている常識をことごとく否定している。

不動産鑑定の争点に関しては、不動産鑑定士の鑑定の基礎になっている「不動産鑑定基準」の作成が国家にかげられず、国土交通省内だけで作成できることになっていて、問題である。

2. 「住民監査請求・住民訴訟の意義」を大事にしたい

原告は、提訴の際「住民監査請求・住民訴訟の意義」(丙第23号証)を提出した。その中で、住民訴訟は「地方公共団体の財務会計の適法性確保を通じて、地方公共団体の財務会計のあり方に大きな影響を及ぼす」位置づけにある。微力ながら、力を尽くしたいと思う。

本法院における被告の主張は形式のみで根拠希薄であると確信し、証拠立てて主張展開する。ついては、己第3号証（北崎朋希氏の論文）、己第4号証（PRE戦略を实践する手引書）を提出し、暫時、主張を提出する。

以 上

※「六法は、約7,000件にのぼる法令の中から法令を選択して収録しているものですから、どの法令を選択し収録するかが、六法の重要な特徴となってきます。収録法令につきましては、編集委員が、読者層などを考慮して決めています。

そこでは、各六法の読者層と必要と思われる法令、全法令の重要度のバランス、読者からいただきました収録希望の多寡などが検討されます。

基本的には、ある年だけ実効性のあるものや、ある地方や特殊な産業だけにかかわりがあるもの、参考にみるような旧法令、改正要綱あるいは外国法は掲載せず、日本の現行法令中、広い範囲に影響を及ぼす法令をできるだけ多く収めるという方針をとっています（ただし、旧法令や改正要綱などでも、現行法令を理解するのに重要なものは収めてあります。